

ブランドおおいた輸出促進協議会規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 この団体の名称は、ブランドおおいた輸出促進協議会（以下「輸出協議会」という。）と称する。英文名を Brand Oita Exportation Promotion Council とする。

(目的)

第2条 輸出協議会は、県産農林水産物（大分県で生産される農産物、林産物、水産物、畜産物等）の海外輸出の促進、販路の開拓の推進によって、地域農林水産業の振興を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 輸出協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 農林水産物・食品の輸出に係る情報収集・分析及び共有化に関すること。
- 二 農林水産物・食品の輸出に係る販売促進及び流通に関すること。
- 三 輸出促進に関する方策の検討及び実施に関すること。
- 四 農林水産物等輸出促進全国協議会に関すること。
- 五 農林水産ニッポンブランド都道府県協議会に関すること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、輸出協議会の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

第2章 専門部会及び役員

(専門部会)

第4条 前条の目的を達成するため、輸出協議会に専門部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会は、農産部会、林産部会、水産部会、畜産部会とする。
- 3 部会の運営は、各部会の規約に基づくものとする。

(役員及び定数)

第5条 輸出協議会に、次の役員を置く。

- | | |
|-------|------|
| 一 会 長 | 1名 |
| 二 副会長 | 3名以内 |
| 三 幹事長 | 1名 |
| 四 監 事 | 2名 |

(役員を選任)

第6条 会長は、大分県農林水産部審議監の職にある者をもって充てる。

- 2 副会長は、林産部会長、水産部会長、畜産部会長をもって充てる。

- 3 幹事長は、農産部会長をもって充てる。
- 4 監事は、会長が選任し、委嘱する。
- 5 役員は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第7条 会長は、輸出協議会を代表し、業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けた時は、あらかじめ定めた順序によりその職務を代行する。

3 幹事長は、会長及び副会長を補佐して、輸出協議会の日常の業務を処理し、会長及び副会長に事故があるとき、又は会長及び副会長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 役員は、役員会を構成し、業務の執行を決定する。

5 監事は、輸出協議会の会計監査を行う。

(役員任期)

第8条 役員任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は定数の増により選任された役員任期は、前項の規定にかかわらず、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第9条 役員が次の各号の一に該当するときは、会長は当該役員を解任することができる。

一 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

2 前項第2号の規定により解任する場合は、当該役員に対しあらかじめその旨を通知する。

(役員報酬等)

第10条 役員は、無報酬とする。

第3章 会 員

(会員)

第11条 輸出協議会の会員は、各部会に属する者とする。

2 前項に定めるもののほか、会員に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第4章 総 会

(総会の種別等)

第12条 輸出協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、会長がつとめる。
- 3 通常総会は、毎年1回以上開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - 一 会員現在数の2分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
 - 二 その他会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

第13条 前条第4項第1号の規定により請求があったときは、会長はその請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

- 2 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

(総会の議決方法等)

第14条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。
- 3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 4 総会の議事は、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規程において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- 一 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。
- 二 事業報告及び収支決算に関すること。
- 三 諸規程の制定及び改廃に関すること。
- 四 その他輸出協議会の運営に関する重要な事項。

(書面又は代理人による議決)

第16条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、第13条第2項によりあらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに輸出協議会に到達しないときは、無効とする。
- 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を輸出協議会に提出しなければならない。

4 第14条の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第17条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。

一 開催日時及び開催場所

二 会員の現在数、当該総会に出席した会員数、前条第4項により当該総会に出席したとみなされた者の数及び当該総会に出席した会員の氏名

三 議案

四 議事の経過の概要及びその結果

五 議事録署名人の選任に関する事項

3 議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうちから、その総会において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

4 議事録は、事務局に備え付けておかななければならない。

第5章 秘密保持

(秘密保持)

第18条 輸出協議会の会員は、第3条の事業を達成するために総会等で相互に開示した情報及び相互の接触交流により知り得た相手方の情報で、開示に際して秘密である旨を明示した情報(以下「輸出対策情報」という。)を、相手方の事前の文書による承諾なしに第三者に漏洩してはならない。ただし、次のものは秘密保持対象から除外する。

一 開示を受けた際、既に自ら所有し、又は第三者から入手したもの。

二 開示を受けた際、既に公知公用であったもの。

三 開示を受けた際、輸出協議会の会員の責めによらないで公知又は公用となったもの。

2 輸出協議会の会員は、輸出対策情報を相手方の承諾なしに、目的以外のために使用してはならない。

第6章 経費及び会計

(経費の構成)

第19条 輸出協議会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

一 各部会からの負担金

二 国庫補助金

三 大分県負担金

四 その他の収入

(経費の管理)

第20条 輸出協議会の経費は、会長が管理し、その方法を定める。

(会計年度)

第21条 輸出協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第22条 輸出協議会事業計画及び収支予算は、毎会計年度開始前に会長が作成し、総会に提案し議決を得なければならない。

(事業報告及び収支決算)

第23条 輸出協議会の事業報告及び収支決算は、会計年度終了後、速やかに会長が次の書類を作成し、監事に提出して、その監査を受けなければならない。

一 事業報告書

二 収支決算書

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して総会に提出しなければならない。

(剰余金の処理)

第24条 輸出協議会の収支決算に剰余金があるときは、各部会に精算するものとする。

第7章 事務局

(事務局)

第25条 輸出協議会には、事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 職員の任免は、会長が行う。

4 事務局の組織及び事業運営並びに職員の任免に関し必要な事項は、会長がこれを定める。

5 事務局は、大分県農林水産部おおいたブランド推進課内に置く。

第8章 補 則

(委任)

第26条 この設置規程に定めるもののほか、輸出協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(残余財産の処分)

第27条 この輸出協議会が解散した場合、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、総会の議決するところに従い処分するものとする。

附則

平成16年6月 1日施行

平成17年6月 8日改正

平成18年6月 6日改正

平成25年6月10日改正

平成26年5月22日改正

令和3年5月25日改正